

## 嘉手納基地へのパトリオット・ミサイル配備に反対する意見書

米陸軍パトリオット・ミサイル（PAC3）の本体24基が11日、嘉手納基地周辺の市町村長や住民が反対する中、機動隊を動員して、搬入を阻止しようとした市民団体を排除し、うるま市内の天願桟橋に陸揚げして嘉手納弾薬庫に運び込まれた。県内へのミサイルの配備は基地機能の強化・拡大にほかならず、ましてや、当該天願桟橋は、返還後を想定し、本市が有効利用を計るとして転用計画が策定されている地域であり、米軍が強引に同桟橋に陸揚げしたことは軍港としてのさらなる機能強化に繋がるもので到底容認できるものではない。

政府がパトリオット・ミサイル24基の沖縄配備を発表したのは7月末、在日米軍再編の最終報告からわずか2カ月余りでの地元を無視した強行配備である。また、北朝鮮の長距離弾道ミサイルテポドンとノドンの発射や地下核実験の報道を最大限に利用して、沖縄県民に一切の事前説明も合意もなく押し付けようとするもので、頭越し、地元無視の強行配備に対し強い憤りを覚える。しかも、パトリオット・ミサイルの配備により、逆に北東アジアでの緊張を高め、軍事衝突の危険性さえ誘発させかねないことは、県民の不安は高まるばかりで絶対に許すわけにはいかない。

米軍のパトリオット・ミサイルの嘉手納基地への配備は、沖縄の基地負担の軽減に逆行するもので、さらなる基地機能強化に繋がり、基地周辺住民に不安と負担を与えることは明白である。地元への一切の協議もなく、情報や説明がないまま、すでにその配備に向けて一方的に進められたことは断じて容認できない。

よって、うるま市議会は、市民の生命、安全、財産を守る立場から、地対空誘導弾パトリオット・ミサイルの嘉手納基地への配備に断固反対し、その撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年10月17日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣　　外務大臣　　防衛庁長官　　沖縄及び北方担当大臣  
防衛施設庁長官　　外務省沖縄担当大使　　那覇防衛施設局長